

商う長浜北商工会 インフォメーションペーパー “あきなう”

AKI-NOW

長浜北商工会 〒529-0425 滋賀県長浜市木之本町木之本1952番地
TEL. 0749-82-5051 FAX. 0749-82-4611

2017.12.15 Vol. 11



工業部会

マッチングの追求を図り、先端技術の吸収とビジネス

先进地視察を継続的に行つております！

長浜北商工会工業部会は平成25年度の4町商工会合併から部会が一つになり、様々な事業を開催しております。初年度は商工会が合併して間もない事もあり、まずは部会員同士を知り、将来的なビジネスマッチングを見据えて部会員紹介冊子を作成しました。

平成26年からは事業の参考とするため、また、販路開拓の一貫として視察研修を行っています。甲賀市商工会工業部会との合同視察研修を皮切りに、東大阪市の町工場を訪問して工場見学を行いました。甲賀市では、(株)滋賀松風、大塚オーミ陶業(株)を訪問し、世界水準の歯科医療製品開発技術や信楽焼に代表される焼き物文化を継承しつつ、現代風の生活空間を創造する技術について研修し、最先端の技術に触れ、大いに刺激となりました。東大阪市ではオリンピック水泳競技の水着に採用された素材、「バイオラバー」の開発とその素材を活かした商品展開を行っている山本化学工業(株)や、経済産業省「元気なモノ作り中小企業300社」を受賞し、高速道路や鉄道で使用されているナットの製造で確かな技術と実績を誇る(株)富士製作所を訪問しました。中小企業ならではの独自性の高い技術を活かした製品開発、整理整頓を徹底する事によるコスト削減などの工夫が見られました。また今年度は、インテックス大阪で11月末に開催されました、ものづくり補助事業成果発表会・ビジネスマッチング会「中小企業新ものづくり新サーキス展」の視察を実施しました。ここでは、同じ中小企業という立場から助成金を活用して、自社のアイデアとの相乗効果を發揮する取組みを目の当たりにしました。アイデアを実現する為の助成金申請にあたっては、自社以外の外部の方にとても魅力的なビジネスプランを作成し、実行にあたってはそのプランに沿ってP.D.C.Aを繰り返し続ける重要性を感じました。これらの事業はいずれも、ものづくりに対する情熱と好奇心がベースとなり実施に至っています。部会組織のメリットを活かし、視察研修に限らず、今後も部会員にとって有益な事業展開、そして工業部会の発展による事業所の活性化・地域経済の発展につなげていきたいと考えています。

事業承継の豆知識 其の2

近年、経営者の高齢化が進行する中、後継者の確保や後継者への事業承継が重要な課題となっています。事業承継に失敗して紛争が生じると、会社の業績が悪化するケースも考えられます。今回は事業承継について少し考えてみましょう。

事業承継には三つのパターンがあります。

- (1) 親族内承継、(2) 従業員への承継、(3) M&A

今回は(1)親族内承継に絞って見ていきます。親族内承継のメリットは、以下の三つです。

- ・一般的に、内外の関係者から心情的に受け入れやすい。
- ・後継者を早期に決定し、後継者教育等のための長期の準備期間を確保することが可能。
- ・相続等により、財産や株式を後継者に移転できるため、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。

Q1 株式・財産の分配は、どのように行えばよいですか？

- (1) 後継者と後継者に友好的な株主への株式の集中(株主総会の議決に必要な3分の2以上)が望ましい。
 - (2) 後継者の相続税負担が大きくなり得るため、専門家と相談して対策を実行する。相続税・贈与税の納税猶予制度などもあります。
 - (3) 「生前贈与」や「遺言」を用いる場合でも、他の相続人の遺留分による制限があるので注意する。
- 遺留分とは、配偶者や子供等の法定相続人に最低限度の資産承継の権利を保障する民法の制度です。法定相続人同士の間でトラブルにならないように注意しなければなりません。
- 具体例を見てみます。相続人が子供3人(A, B, C)でAを後継者にする場合でも、B, Cが6分の1づつの遺留分を有するため、Aに集中できる財産の限度は3分の2となります。

相続人の構成	法定相続分	遺留分
配偶者・子供2人	配偶者：2分の1、子供：各4分の1	配偶者：4分の1、子供：各8分の1
子供3人 (配偶者は他界)	子供：各3分の1	子供：6分の1

Q2 生前贈与をしたいのですが、どのように行えばよいですか？

生前贈与は、後継者への財産移転の方法のうち、オーナー経営者の生前に権利が確定されるため、最も確実な方法であり、「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の2つの方法があります。以下に大まかにまとめました。なお、家族構成や財産構成によって、どちらが有利であるか判断が必要です。



区分	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年(1月1日から12月31日までの1年間)毎にその年に贈与された額の合計に対して贈与税を課税する制度	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択性により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度
贈与者・受贈者	制限なし	制限有り
控除	基礎控除額(毎年)：110万円	特別控除額：2,500万円 複数年使用可
税率	超過累進課税	一律20%
手続き	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに本制度を選択する旨の届出書を提出